

退職医療共済制度の「永住または移住する会員」の取扱いについて (東レ福祉会退職医療共済制度規則の一部改定 および これに伴う第19条に関する経過措置について)

本制度は、60歳からの10年間を共済期間とし、日本国内に居住している(住所がある)ことを前提に会員の申請に基づき医療給付を行うものです。手術給付金については、原則として日本国内の医療機関において、厚生労働省が定める医療診療報酬点数表に「手術」の算定対象として列挙されている診療行為を受けたときに支給対象としています。

共済期間において日本国外に永住または移住等する会員^(※1)に対して給付金を支給する場合、その行為が「海外直接付保規制」^(※2)に抵触する可能性があります。また、日本国外で受けた治療等について、各種給付金を申請する場合、必要な証明書類の確認が困難なことが想定されます。なお、先述のとおり日本国外で受けた手術は、原則として手術給付金の対象となりません。このように、コンプライアンス遵守および円滑な事務運用の観点から、従来は規定されていなかった日本国外に永住または移住等する会員の取扱いについて整理する必要が生じました。

これらを鑑み、共済期間において日本国外へ生活拠点を移す場合の会員資格を見直し、これに伴う手続きを含め、本制度規則を一部改定することとなりました。改定内容およびこれに伴う経過措置につきましては、下記をご参照ください。

(※1) 日本国外に居住(長期滞在を含む)し、かつ日本に帰国(一時帰国を除く)する意思のない者を「永住または移住等する者」といいます。

(※2) 規制国内に所在する人・財産等について、外国の保険業者が保険引受をすることを禁止または制限する保険監督規制のこと。

記

1. 改定内容

① 制度対象者の範囲を明確化

共済期間において永住または移住等する者は待機会員^(※3)、退職会員^(※4)に当たらないと明記。これらの会員の夫婦加入の配偶者についても同様に本制度の適用を受けないものと明記。

(※3) 55歳で移行加入を選択した60歳未満の会員

(※4) 給付金の受給資格を取得した60歳以降の会員

② 給付金等の金銭の支給方法を明確化

給付金等の金銭の支給については受取人の指定する預金口座へ振り込むが、日本国内に有する受取人名義の口座に限るものとし、日本国外の口座を指定することはできないと明記。

③ 解約返戻金の取扱いについて

給付金の受給資格を有する者(退職会員等)が上記①により会員資格を喪失し、本制度を解約する場合は、解約返戻金の支給および掛金等の返戻はない。ただし、今回の改定に伴い、既に受給資格を有する会員がこれに該当するときは、経過期間に応じた解約返戻金を支給する経過措置を設ける。(下記2参照)

2. 解約返戻金(第19条)の経過措置について

既に受給資格を有する会員(退職会員等)は、その権利が有効となる以前に日本国外への永住または移住等を理由に解約し返戻金を受け取る機会を得られなかったことから、今回の規則改定により上記1-③に該当する場合は、2021年9月30日までに解約を申し出たときは、その経過期間に応じた解約返戻金を支給する。